



天茶つ子

2025年4月30日(水)

天下茶屋小学校

校長 清原良一

いじめ防止の観点から見えること

早くも明日から5月に入ります。1日には3・4年生が、7日には1・2年生が遠足で万博に行きます。3・4年生は地下鉄を利用し、1・2年生はバスで会場まで行きます。万博については、不十分な情報公開のため不安な点も多かったですが、先生方は安全安心を最優先に下見や計画をしています。何よりも子どもたちの思い出になるような遠足にしたいと思います。さて12日は「いじめについて考える日、命について考える日」に設定しており、全校朝会での校長講話や学級で担任によるいじめ防止の取り組みを実施します。ここで、改めていじめの定義についてお伝えします。平成25年度から施行されたいじめ防止対策推進法には「児童に対して、当該児童が在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」とあります。たとえば教室内でAという児童がいた時、Bという児童の言葉や行動がAに対して向けられたものではなくても、AがBの言葉や行動に苦痛を感じた時、いじめが成立します。つまり誰にでも起こりうるという定義です。学校ではいじめを認知したとき、苦痛を感じたAの思いや考えに寄り添い、Bの行動要因やその時の思いや気持ちを丁寧に確認し、他の児童の関りや集団の雰囲気等の環境についても調査します。そして必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関と連携しながら問題解決と該当児童の見守りを行います。その間に該当児童だけでなく、その保護者とも連絡を取り合い、今後の児童の育成の方向性等も確認します。いじめの定義において注視されることは、その人間の「主観」にあると思います。児童一人一人は生い立ちも生活環境も違いますから、その主観も違いがあって当然です。大人の社会においても主観の違いは顕著に見られますが、その状況を上手に調整するからこそ社会が成立しています。こういった社会の在り方を児童に気付かせることも、いじめ防止の一つの方策ではないかと考えます。

本校の取り組み

- ①毎月「いじめ対策委員会」を開催し、情報交換および情報共有を行う。
- ②「天下茶屋小学校いじめ防止基本方針」を作成し、ホームページにて周知。
- ③いじめに関する校内研修会を実施。
- ④5月12日「いじめを考える日」全校朝会で校長より講話、学級での指導。
- ⑤スクールライフノートの「相談」機能活用。担任による教育相談。
- ⑥毎学期の「いじめ」アンケート実施。聞き取り調査。
- ⑦スクールカウンセラーの相談活動。
- ⑧電話相談、LINEでの相談チラシ配布。

…本校では、いじめについては「最重要課題」と考えています。日々先生方だけでなく管理作業員、事務員、給食調理員またサポートーなど学校教育に関わる全ての教職員で見守り、いじめを発見しましたら迅速に対応します。